

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和4年6月8日(水) 午前10時～午前10時16分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 谷平敬子 副委員長 須藤智子 委員 片岡健一郎
委員 宮川 隆 委員 関戸郁文 委員 堀 巖
委員 木村冬樹

説明員 健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍、行政課専門監 奥井博昭
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、市民窓口課長 富邦也、同統括主査 丹羽真伸

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び議案審議

| 議案番号 | 事件名 | 採決結果 |
|--------|---|--------------|
| 議案第45号 | 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 陳情第3号 | 保育所等の4歳児と5歳児の配置基準改善を求める意見書の提出を求める陳情書 | 聞き置く |
| 陳情第9号 | 福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情 | 聞き置く |
| 陳情第11号 | 「1年単位の变形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情 | 聞き置く |

◎委員長（谷平敬子君） おはようございます。

ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。このほか陳情3件が送付されており、これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に部長から挨拶をお願いいたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） おはようございます。

本日の委員会では、条例の一部改正に伴う議案が1件、陳情3件について御審議をいただくものでございます。国民健康保険税条例の一部改正につきましては、中低所得層に配慮した賦課限度額の改正となっているものでございますのでよろしくをお願いいたします。

本日グループ長以上の職員が出席させていただいておりますが、丁寧な答弁に努めてまいりますので、御審議のほどをどうかよろしくをお願いいたします。

◎委員長（谷平敬子君） それでは、審査に入ります。

議案第45号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 中低所得者層への配慮という言葉、そして改正理由の中には保険税負担の軽減を図るためというふうに書いてあります。ぱっと見、限度額の引上げが直接的に中低所得者層の保険税の負担の軽減を図るというふうに、なかなか分かりにくいと思いますので、市民の方にも分かるような形で、具体的にどのぐらいの軽減が図られるのか、多分その途中経過が抜けているので分かりにくいと思いますので、そこら辺の説明をよろしくをお願いいたします。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 国民健康保険につきましては、平成30年度から県の単位化となりましたので、被保険者の公平性の中低所得者層の負担の軽減の観点から国の基準に合わせるような形で、市のほうも29年度から限度額のほうの改正を国に合わせております。

全体的な収入としましては、限度額の改正の収入としましては、大体限度額を上げることによって約0.3%の増額となる形で調定のほうが変わってき

ております。それに伴いまして、中所得者、低所得者の負担の所得の割合と
いうか、保険税の割合のほうが多少抑えられてくるという形で、今回の限度
額の改正をお願いしております。

◎委員（堀 巖君） 多少抑えられているという表現がやっぱり具体的で
ないので分かりにくいと思います。

その0.3%が一体幾ら岩倉市にあって、中低所得者層と言われる世帯の層
でどのぐらいの軽減の額になってくるのかというところを具体的に示してい
かないと、なかなか伝わらないのではないかなというふうに思いますけど、
いかがでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 国の試算によりまして、国の試算でいき
ますと400万円の中間所得層に限りましては、限度額を超えている保険料の
額は約32万7,000円となりますが、約3万円の賦課限度額の引上げで、約32
万5,000円に抑制されるというふうに考えておりまして、約2,000円ほど抑制
されるというふうに言われております。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと理解を深めるために、角度を変えて質問し
ます。

この賦課限度額を上げるということが、直接的には中低所得層の税負担の
軽減ということには、この条例だけではならないというふうに思います。こ
れからの国保税の検討の中で、その分の増額分で中低所得層の負担が重くな
らないような、そういう検討がされるということだというふうに思うんです
けどね。

0.3%の増額ということが幾らになるかというのは分かりませんかでしょう
かね。それをちょっとまず教えてください。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 影響の額につきましては、全体で約240万
ほど調定額で上がってくると思われます。

現在、本算定前ですので、令和3年度を試算として計算をしております。

◎委員（木村冬樹君） 本来であれば、賦課限度額の引上げと同時に、低所
得者層の法定減免の対象者を拡大するという議案がこれまでセットで出され
てきたというふうに思っています。

だから、それが無いもんだからちょっと分かりにくいというところだとい
うふうに思うんですけど、法定減免の対象者拡大というのは国のほうで議論
がどのようにされて、今回は政令に上がってこなかったということだという
ふうに思うんですけど、その辺が分かりましたら教えていただきたいと思
います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 今回の軽減判定の基準となる金額の国の見

直しにつきましては、国は例年、消費者の物価などの経済動向を踏まえて見直しの必要性を検討しているところでありまして、今回におきましては、見直しについてはありませんというふうな方針で国のほうは考えているところ
です。

◎委員（木村冬樹君） セットでされると非常に分かりやすい、この改正理由にのっとった形での条例の改正になるかと思うんですけど、そうならなかったというところがちょっと残念だなと思いますけど。

本来であれば、賦課限度額というのが例えば社会保険の制度ではありますので、国民健康保険でもありますし、後期高齢者医療や介護保険でも負担の限度というものがあるわけで、その辺が社会保険の制度としてどう見るかというところが大事ななというふうに思っています。富裕層に応分な負担を求めて、低所得者層の負担軽減を図っていくというのが、社会保障として、所得の再分配として必要じゃないかなというふうに思いますので、その辺は私の考え方ですけど、これからの税率改正に臨むに当たって、そういうのを頭に入れながらやっていただきたいなというふうに思います。

もう一点聞きたいのは、今回の賦課限度額の引上げで、どのぐらいの所得あるいは収入の段階から影響を受けていくのかというところが、いろいろモデルケースみたいなのが、挙げるとなかなか難しいかと思いますがね。

世帯によって2人世帯だとか、家族が多い世帯だとかで変わってきますからあれですけど、大体どのぐらいの所得段階の方からこの賦課限度額の引上げが影響するのか、分かりましたら教えてください。

◎市民窓口課長（富 邦也君） おおむねになりますけど、給与収入で約1,200万円ほど収入のほうで超える方が、1人世帯で計算しますと該当して、超過賦課限度額の対象となってくると思われます。

◎委員（木村冬樹君） 1人世帯で1,200万円ですから、比較的富裕層のところの負担が増えてくるということで、保険を運営していくに当たっては、やはりこういう引上げは必要ではないかというふうに私も考えます。

それで、この賦課限度額につきましては、これまでの説明の中で協会けんぽと比較して、協会けんぽの賦課限度額の基準に合わせていくような国保の改正がされてきていると思うんですけど、協会けんぽの賦課限度額と比較して現時点でどのぐらいの水準に来ているのかというところが分かりましたら教えてください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 国では、国民健康保険における賦課限度額超過世帯の割合を被用者保険の基準であります1.5%に近づけていくという方針を示しております。

国のレベルでこの1.5%にまだ到達をしていないという状況でありますので、今後も賦課限度額については改正がされるものと考えております。

◎委員長（谷平敬子君） 質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第45号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 全員であります。

採決の結果、議案第45号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情に入ります。

陳情第3号「保育所等の4歳児と5歳児の配置基準改善を求める意見書の提出を求める陳情書」、陳情第9号「福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」、陳情第11号「「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消ための施策を求める意見書の提出を求める陳情」、この3点です。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 聞きおくとして、各委員において研究、熟読していただきますようお願いをいたします。

以上で、委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。あり

ありがとうございました。